

# 東丘新聞委員会 規約

## (目的)

第1条 豊中市新千里東町の住民と町内の自治会・各種団体とのコミュニケーション・情報の共有化を目的として、新聞委員会を設ける

## (所在地)

第2条 新聞委員会は、豊中市立東丘小学校内の東丘コミュニティルームに置く。

## (業務)

第3条 目的を達成するため、以下の業務を行う

- 1 広報誌[ひがしおか]の発行、ホームページ「新千里東町」の編集・管理
- 2 業務に係る設備の維持管理
- 3 印刷機等の地元住民・団体の利用に係る業務その他

## (運営委員会)

第4条 目的の適切な実現を図るため、地元住民からなる運営委員会を設ける。

- 1 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる
- 2 運営委員会は、運営委員の過半数の出席により成立する
- 3 運営委員会は、出席した運営委員の過半数により議決することができる。同数の場合には、議長が決する

## (運営委員)

第5条 町内主要 4 団体(新千里東町地域自治協議会・防犯東丘支部・東丘校区福祉委員会・東丘公民分館)から各 2 名、第 8 条に定める編集委員長および運営委員会が指名した地元住民が運営委員となる

## (役員)

第6条 運営委員会に、以下の役員を置く

- 1 委員長 1 名 新聞委員会を統括する
- 2 副委員長 1 名 委員長の補佐
- 3 事務局 2 名 業務にかかわる設備の維持管理及び消耗品の補給に関する業務
- 4 会計 1 名 印刷機の利用に関する請求・収納および委員会の会計に係る業務
- 5 会計監査 1 名 会計監査を行う

第7条 役員は、運営委員の互選で選出する。任期は 2 年とし、再任は妨げない

## (編集委員会)

第8条 運営委員会のもとに、「ひがしおか」編集委員会と「新千里東町」編集委員会を設ける

各編集委員会は、新聞委員会と密接に連携しなければならない

## 第9条 編集委員会の構成

編集委員会は、編集長(1名)と編集委員(複数名)、その他で構成する

第10条 編集委員会は、それぞれ「ひがしおか」「新千里東町」の編集・発行・管理に全責任を持つ

## (設備とその利用)

第11条 新聞委員会にはパソコン・印刷機・紙折り機その他の設備を置く

第12条 印刷機および紙折り機は、住民が別途定める手順により利用することができる。ただし、商用目的の利用は除く

第13条 印刷機を使用するときは、別途定める利用料を納めなければならない

## (会計)

第14条 会計年度 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする

第15条 新聞委員会の収入は、「ひがしおか」4 団体分担金、印刷機利用料その他とする

第16条 新聞委員会の支出は、印刷に係る用紙・消耗品、新聞委員会の運営に係わる備品・消耗品・雑費その他とする

## (機器購入積立金)

第17条 印刷機等機器の買い替え積立金勘定を別途設け、各年度の収支状況に従って積み立てる。

## (規約の改廃)

第18条 運営委員会の議決により規約の改廃を行うことができる

## (施行)

本規則は、2009年6月17日より施行する

本規則は、2013年5月14日より施行する。

本規約は、2014年4月21日より施行する。